

個別仕様書 目次

別紙 1	浄化槽保守点検業務仕様書	P 1
別紙 2	廃棄物収集運搬業務仕様書	P 2
別紙 3	機械警備業務仕様書	P 3
別紙 4	消防用設備保守点検業務仕様書	P 4

浄化槽保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市西高野 3 3 4 番地 1
野田市関宿心身障がい者福祉作業所

- 2 業務目的
 - ・ 浄化槽の保守点検を行う。

- 3 対象浄化槽
合併処理浄化槽 嫌気ろ床接触爆気方式 8人槽
(1. 6 m³/日 BOD 20 mg/ℓ以下)

- 3 業務内容
 - ・ 保守点検 年 3 回 (4 か月に 1 回)
 - ・ 水質検査 年 1 回
 - ・ 汚泥引抜き年 1 回

廃棄物収集運搬処理業務仕様書

- 1 場 所 野田市西高野 3 3 4 番地 1
野田市関宿心身障がい者福祉作業所

- 2 業務目的
 - ・ 廃棄物を収集運搬し、処理を行う。

- 3 業務内容
 - ・ 可燃ごみ収集
 - ・ 不燃ごみ及び資源ごみ収集

機械警備業務仕様書

- 1 場 所 野田市西高野 3 3 4 番地 1
野田市関宿心身障がい者福祉作業所
- 2 業務の目的
火災、盗難及び破壊行為の拡大防止すること。
- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施時間は、毎日、警報装置警戒開始の信号を受けた時から警報装置警戒解除の信号を受けた時までとする。
 - (3) 警報受信装置を常時監視するとともに、施設に異常事態が発生したことを確知したときは、速やかに異常状態を確認し、事態の拡大防止にあたること。
- 4 その他留意事項
 - (1) 事故発生の際は、速やかに野田市及び関係機関に報告すること。
 - (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
 - (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。
なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

消防用設備保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市西高野 3 3 4 番地 1
野田市関宿心身障がい者福祉作業所
- 2 業務内容 消防法及び消防法施行規則に基づく総合的な動作点検（総合点検）
及び機器の点検（機器点検）の実施
- 3 消防用設備、点検内容及び点検周期

消防用設備等の種類	点検内容	点検周期
消火器具	機器点検	6 か月
自動火災報知設備	総合点検	1 年
	機器点検	6 か月